

鳥取県告示第93号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年2月17日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
静和会しらゆき 有限会社	鳥取市千代水 四丁目43	居宅介護事業所し らゆき	鳥取市千代水四丁 目43	居宅介護、重度 訪問介護、行動 援護、同行援護	平成23年12月 13日